Transcultural Nursing Society Conference in Japan 2020 企画委員会会則

第１章　総　則

第１条　　本会は，Transcultural Nursing Society Conference in Japan 2020 Planning Board と称し，略称は，TCNSPB とする．日本語名は，トランス文化看護学会学術集会・2020 年日本大会企画委員会と称する．

２　　本会の設立年月日は，2019 年 6 月 4 日とする．

（事務局）

第２条　　本会の所在地は，兵庫県神戸市須磨区友が丘 7-10-2 神戸大学大学院保健学研究科とする．

（目的）

第３条　　本会は，Transcultural Nursing Society Conference in Japan 2020（トランス文化看護学会学術集会・2020 年日本大会）の企画・運営・事後処理を目的とする．

（事業）

第４条　　本会は，前条の目的を遂行するため次の事業を行う．

（1）Transcultural Nursing Society Conference in Japan 2020（トランス文化看護学会学術集会・2020 年日本大会）の開催

（2）その他，本会の目的達成に必要な事業

（公告の方法）

第５条　　本会の公告は，電子公告によって行う．

第２章　役　員

（役員）

第６条　　本会に，次の役員を置く．

（1）企画委員長（学術集会会長）　　1 名

（2）企画委員　　20 名以内

（3）監事　　2 名

２　　企画委員のうち 1 名を企画委員長とする．

３　　企画委員のうち 1 名を事務局長とする．

（役員の選任）

第７条　　企画委員長は，役員候補者を選び，企画委員会において選任する．

（役員の任期）

第８条　　役員の任期は，企画委員会承認後から 2020 年 12 月 31 日までとする．

（役員の職務）

第９条　　役員は次の職務を行う．

（1）企画委員長は，本会を代表し本会の業務を統括する．

（2）事務局長は，企画委員長を補佐し，企画委員長に事故があるときはこれを代行する．

（3）企画委員は，企画委員長を補佐し，業務を執行する．

（4）監事は，企画委員長の職務の執行を監査する．また，監事は，いつでも，企画委員長

に対して事業の報告を求め，本会の業務及び財産状況の調査をすることができる．

（5）企画委員で 6 の部会を組織し，各部会員の 1 名を部会長とする．

第 3 章　学術集会

（学術集会）

第 10 条　　本会は，2020 年 7 月 10 日から 2020 年 7 月 11 日に学術集会を主宰する．

（学術集会会長の職務）

第 11 条　　学術集会会長は，学術集会の運営及び演題の選定などについて審議するため，企画委員会もしくは部会長会議を開催する．

第 4 章　会計

（収入）

第 12 条　　本会の収入は次にあげるもので構成する．

（1）学術集会参加費

（2）本会事業に伴う収入

（3）寄附金品

（4）その他

（収入の管理）

第 13 条　　本会の収入は，企画委員長が管理し，企画委員のうち経理責任者が補佐する．

（経費の支弁）

第 14 条　　本会の経費は，収入をもって支弁する．

（事業計画及び収支予算）

第 15 条　　本会の事業計画書及びこれに伴う収支予算書は，企画委員長が作成し，企画委員会の承認を受けなければならない．

（事業報告及び収支決算報告）

第 16 条　　本会の事業報告及び収支決算書は，学術集会終了後の 3 箇月以内に企画委員長が，収支決算書を作成し，監事の監査を受け，企画委員会の承認を受けなければならない．

（余剰金の処分）

第 17 条　　本会の収支決算に差益があるときは，企画委員会でその使用用途を審議する．

（会計原則）

第 18 条　　本会の会計は，一般に公正妥当と認められる公益法人の会計原則に従う．

付　則

1．本規約は，2019 年 6 月 4 日より実施する．